

2023後期 ショベルローダー等運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --

熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻 3858 TEL 048-532-5781

本部 荒川区東日暮里 6-60-10 日暮里駅前中央ビル 8F TEL 03-5838-6924

(初版 R5.8.24 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、最大荷重1t以上のショベルローダー又はフォークローダーを運転する作業は、ショベルローダー等運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはならない事が定められております。

(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第119号)として、表題講習を定期的開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

(埼玉局登録第119号 教習機関登録更新予定日：2024年3月30日)

1. 日程、定員など

実施回	1(BD)
日程	12月
	B:4~5 D:4~8
開催場所	熊谷教習所
定員	10名

実施回の横の英字が、その回の開催コースを表します。コースにより受講日数が異なります。

詳しくは、時間割例を確認し、熊谷教習所までお問い合わせください。

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	受講料(+テキスト代)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	¥25,900(24,200+1,700)	建設機械施工技術検定
B	2日	¥29,200(¥27,500+1,700)	①大特所持者 ②運転免許所持、業務経験(1t未満)が3ヶ月
C	3日	¥32,500(30,800+1,700)	運転免許未所持で、業務経験(1t未満)が6ヶ月
D	5日	¥53,400(51,700+1,700)	運転免許所持、未経験者
E	6日	¥63,300(61,600+1,700)	運転免許未所持、未経験者

・各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。

・受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

注:ショベルローダーの運転業務の経験は、事業者による以下の証明が必要です。

- 事業所に最大荷重1t未満のショベルローダーを所有している事
(所有しているショベルローダーの特定自主検査表の写しによる証明)
- 受講者がショベルローダー運転特別教育を修了している事
- 事業所の最大荷重1t未満ショベルで3(6)月以上運転を経験している事

4. 講習科目及び時間 受付時間 8:00~8:30 講習開始 8:45~

全科目受講者については次の通です(35時間)

講習科目	時間割例					講習時間	講師		
	コース	A	B	C	D			E	ABC
走行に関する知識	/	/	○	/	○	4時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行		
学科試験(走行)	/	/	○	/	○			1日目 (C,E)	8:45~12:00 昼食 12:45~13:45
荷役装置に関する知識	○	○	○	○	○	4時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行		
力学に関する知識	/	○	○	○	○			2日目	8:45~12:00 昼食 12:45~13:45
関係法令	○	○	○	○	○			13:50~15:55	
学科試験	○	○	○	○	○	1時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行		
荷役操作(A,B,C)	○	○	○	/	/			3日目	8:45~9:45
実技試験(A,B,C)	○	○	○	/	/			3日目	9:50~12:00 昼食 12:45~14:55
走行操作	/	/	/	○	○	6時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行		
	/	/	/	○	○			4日目	9:50~12:00 昼食 12:45~17:00
	/	/	/	○	○			5日目	8:45~12:00 昼食 12:45~17:00
荷役操作(D,E)	/	/	/	○	○	4時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行		
実技試験(D,E)	/	/	/	○	○			6日目	8:45~12:00 昼食 12:45~13:45
実技試験(D,E)	/	/	/	○	○	1時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行		
						1時間	13:50~14:50		

※終了時間は目安です。

5. 申込方法

①WEB フォーム、②WEB サイトから印刷した予約申込書の FAX③お電話、の何れかの方法にてお申込ください。折り返し、弊協会より「受講申請書」等を郵送いたします。到着後、必要事項を記入して、写真1枚「縦4cm×横3cm」を貼付し、本人確認書類写しを添えて、ご受講日より前に必着でご返送ください。

6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会にて受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

◎ショベルローダーとは、原則として車体前方に備えたショベルをリフトアームにより、上下させてバラ物荷役を行う二輪駆動の車両をいいます。

ショベルローダー等運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条の3に規定する 建設機械施工技術検定 に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・運転に必要な力学に関する知識 ・走行の操作
B	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者</p> <p>又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有し、かつ3ヶ月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における当該業務を含む。以下同じ)に従事した経験^(注1)を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・走行の操作
C	6ヶ月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務 に従事した経験 ^(注1) を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・走行の操作
D	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
E	その他の者	なし

注1:ショベルローダー等の運転業務の経験は、事業者による証明が必要です。